

## 佐賀大学附属図書館図書の譲渡の取扱いに関する申合せ

(平成20年11月25日制定)

(趣旨)

第1 この申合せは、佐賀大学附属図書館図書除籍要領（平成16年4月1日制定。以下「図書除籍要領」という。）第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）の大学教員の退職に伴う図書の譲渡の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この申合せにおいて使用する用語は、図書除籍要領において使用する用語の例による。

(譲渡申請者)

第3 図書の譲渡を申請することのできる者（以下「譲渡申請者」という。）は、大学教員で本学を退職し、引き続き新たな機関（以下「譲渡先」という。）に採用される予定の者とする。

(譲渡の許可の基準)

第4 佐賀大学附属図書館長（以下「図書館長」という。）は、譲渡申請者からの図書の譲渡の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、佐賀大学附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、譲渡の許可を決定する。

- (1) 当該図書を、譲渡申請者が引き続き使用することが教育・研究上特に必要であり、当該図書が、本学において譲渡申請者以外には使用の予定がなく、譲渡によって本学の教育・研究に支障がないと認められるとき。
- (2) 当該図書が、科学研究費、寄附金、受託研究費、共同研究費、その他の外部資金により取得されたものである場合に、譲渡を禁ずる契約・取扱い等がないとき。
- (3) 当該図書が著しく高価又は貴重図書でないとき。

(譲渡の価額等)

第5 譲渡は有償とし、対価は原簿記載の価額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、無償で譲渡することができる。

- (1) 譲渡申請者が本学在職中に利用していた図書であって、科学研究費、寄附金、受託研究費、共同研究費、その他の外部資金により取得された図書を譲渡するとき。
- (2) 譲渡申請者が本学在職中に利用していた図書であって、運営費交付金又は寄贈により取得された図書を、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校又はこれらに準ずる譲渡先に譲渡するとき。

3 譲渡に要する費用は、原則として譲渡先の負担とする。

(譲渡申請の手続及び必要書類)

第6 譲渡の手続は、次に定めるところにより行う。

- (1) 譲渡申請者は、図書譲渡申請書（別紙第1号様式）を、学部においては所属学科又は課程の長、大学院においては所属専攻の長、各センター等においてはセンター長等に提出し承認を得た後、情報図書館課長を経て、図書館長へ申請する。
- (2) 図書館長は、申請のあった図書のリストを図書館ホームページにおいて、2週間学内公示するものとし、譲渡について異議のある者は、公示期間内に図書館長に書面で申し出る。
- (3) 公示期間終了後、運営委員会において、譲渡の可否及び有償・無償の別について審議する。
- (4) 審議により有償譲渡とされたときは、譲渡先より同意書を得るものとする。ただし、様式は任意とする。
- (5) 運営委員会の審議及び前項の同意書の結果を受け、図書館長が譲渡及び除籍を決定する。
- (6) 図書館長は、譲渡図書引渡通知書（別紙第2号様式）とともに、図書を譲渡先へ送付する。ただし、有償の場合は、対価の納入が確認された後に送付する。
- (7) 図書館長は、譲渡先より譲渡図書受領書（別紙第3号様式）の提出を求める。ただし、受領確認ができる内容であれば、様式は任意とする。

（雑則）

第7 この申合せに定めるもののほか、図書の譲渡に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この申合せは、平成20年11月25日から実施する。

(別紙第1号様式)

情報図書館課長	学科・課程長・専攻長・センター長

## 図 書 譲 渡 申 請 書

申請日：平成 年 月 日

佐賀大学附属図書館長 殿

申請者 印

下記の図書について譲渡したいので申請します。

記

書 名	数量	取得価額	取得年月日	管理番号	備考

譲渡先及び事務担当者等

譲渡理由

譲渡に際しての条件

(別紙第2号様式)

## 譲渡図書引渡通知書

平成 年 月 日

殿

佐賀大学附属図書館長

下記の図書について譲渡します。

記

書名	数量	価額	備考

譲渡理由

譲渡に際しての条件

(別紙第 3 号様式)

## 譲 渡 図 書 受 領 書

佐賀大学附属図書館長 殿

下記譲渡図書を受領しました。

記

書 名	数量	価額	備考

平成 年 月 日

機関名 (代表者名)

印